≪指定通所予防用≫

サービスの利用料金別表

予防通所介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準額に準じます。
原則として利用料金のうちに介護保険負担割合証に記載された割合分の料金を負担していただきます。

＜指定介護予防通所介護をご利用（要支援１・２）の方の基本料金（1ヶ月ごと）＞
＜1割負担の場合＞

サービス提供時間	要支援１	要支援２
１．ご利用者の要介護度とサービスの利用料金	17,980円	36,210円
２．うち介護保険から給付される金額	16,182円	32,589円
３．サービス利用にかかる自己負担額（１－２）	1,798円	3,621円

※　ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
※　ご利用者に提供する食事の材料等にかかる費用は別途いただきます。（下記(1)参照）
※　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。また、月途中で、要介護（指定通所介護）と要支援（指定介護予防通所介護）間で変更があった場合では、変更後の要介護認定の有効開始日をもって、指定介護予防通所介護費の月額を日割り計算致します。
※事業所と同一建物に居住する利用者については、真に送迎が必要な場合を除き、要支援1の場合は376単位、要支援2の場合は752単位を減額した単位数で算定致します。

（1）　以下の介護保険の基準外サービス(指定通所介護・指定介護予防通所介護共通)
サービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

項　　目	料　　金	備　　考
食　　費	1回あたり570円（税込）	食事材料費・調理費相当額
通常の事業実施区域外への送迎	1㎞超過あたり25円 有料道路代等実費負担	実施地域を越えた地点から、お住まいの住居までの間の送迎費用
おやつ代・活動材料代	50円（1回につき）	おやつ、活動材料の購入費用
紙パンツ	1枚あたり135円	必要な方は各自でご持参ください
その他日常生活上必要となる諸費用	実費	その他日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で負担いただくことが適当であるもの

・令和７年４月から介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定し、利用料は6.4%上乗せで計算させていただきます。

※　ここに記載のない事項について利用者に負担していただくことが適当と認められる費用については、実費を負担していただきます。